円（電子申請による場合にあつては、一万九千五百円）に、別表第二(い)欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の(ろ)欄に掲げる額の三分の一の額を加算した額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）

ロ　（略）

四～九　（略）

3～8　（略）

別表第二（第十一条の二の三関係）

| (い) | (ろ) |
| --- | --- |
| （略） | |
| 法第二条第九号の認定に係る評価 | |
| 建築物の外部の仕上げに用いるものその他令第百八条の二第三号に掲げる要件を満たしていることを試験により確認する必要がないものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この表において「ガス有害性試験不要材料」という。）について、発熱性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合 | 五十二万円 |
| ガス有害性試験不要材料について、不燃性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合 | 六十二万円 |
| ガス有害性試験不要材料について、模型箱試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合 | 百二万円 |
| ガス有害性試験不要材料について、発熱性試験及び模型箱試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合 | 百二十三万円 |
| ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、発熱性試験及びガス有毒性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合 | 九十一万円 |
| ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について、不燃性試験及びガス有毒性試験を行うことにより二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合 | 百一万円 |

ロ　（略）

四～九　（略）

3～8　（略）

別表第二（第十一条の二の三関係）

| (い) | (ろ) |
| --- | --- |
| （略） | |
| 法第二条第九号の認定に係る評価 | |
| 建築物の外部の仕上げに用いるものその他令第百八条の二第三号に掲げる要件を満たしていることを試験により確認する必要がないものとして国土交通大臣が定めるもの（以下この表において「ガス有害性試験不要材料」という。）について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合 | 五十二万円 |
| ガス有害性試験不要材料以外の建築材料について二十分間の不燃性能を有することを確かめる場合 | 九十一万円 |
| （略） | |